

①目視規制（3項目）

【資料2】

所管課	条例等名	条項	見直しの方向性	現行	見直しの方向性の詳細	見直し予定
会計課	草津市会計規則	第88条	a-1. 要見直し (条文の改正が必要)	(会計検査) 第88条 会計検査は、次に掲げる者に対して書面または実地に行うものとする。 (1) 主務課長 (2) 出納機関 (3) 資金前渡を受けた者 (4) 補助金、助成金、委託金等の交付を受け、または貸付けを受けた者 (5) その他特に必要があると認める者 2 前項の検査は、市長が必要のつと副市長その他の職員のうちから検査員を指名して行わせるものとする。	電子データによる資料提出やリモート検査など、検査方法について、デジタル技術の活用を可能とすることを検討する。	令和11年3月
会計課	草津市会計規則	第93条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	(委託事務の検査) 第93条 会計管理者は、必要があると認めるときは、公金の徴収または収納もしくは支出に関する事務の委託を受けた者に対して、書面または実地に出納検査を行うことができる。 2 前項の検査については、前5条の規定を準用する。	検査方法について、実地による現物確認と現場の状況確認の重要性も踏まえつつ、デジタル技術を活用することを慎重に検討する。	令和11年3月
子育て相談センター	草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱	第4条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	(給付等の決定) 第4条 市長は、前条の申請書を受け付けたときは、当該対象者の身体の状態、介護の状態、住宅環境、家庭の経済状況等を実地に調査し、草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付調査書を作成のうえ、用具の給付を行うかどうかを決定するものとする。 2 市長は、用具の給付を決定した場合には草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書(別記様式第4号)および草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券(別記様式第5号)を、用具の給付を行わないことを決定した場合には草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付棄却決定通知書(別記様式第6号)を交付するものとする。	現状では訪問により申請者の身体状態や生活状態を把握し日常生活用具給付の可否を総合的に判定している。しかしながら申請者に訪問が困難な状況(感染症・受け入れ拒否等)が発生した場合には動画等により身体状態の把握に努めることは可能である。	令和8年3月

③定期検査・点検（6項目）

所管課	条例等名	条項	見直しの方向性	現行	見直しの方向性の詳細	見直し予定
会計課	草津市公金取扱金融機関事務取扱規則	第15条	a-1. 要見直し (条文の改正が必要)	(支払未済金の整理) 第15条 出納取扱店は、 毎年度 の小切手振出済金額のうち出納閉鎖期日までに支払いを終わらないものについて、当該出納閉鎖期日において 調査 し、これに相当する金額を小切手支払未済金として整理し、および小切手支払未済 報告書 (別記様式第4号)を作成し、総括店に送付しなければならない。 2 総括店は、前項の規定により小切手支払未済 報告書 の送付を受けたときは、これを 取りまとめ のうえ、会計管理者に送付しなければならない。	小切手については全国的に電子化を目指す方向性であるため、その動向をふまえて見直しを検討する。	令和9年3月
会計課	草津市公金取扱金融機関事務取扱規則	第28条	a-1. 要見直し (条文の改正が必要)	(帳簿書類等の保存) 第28条 指定金融機関等は、他に定めるものを除くほか、収納および支払いに関する帳簿書類等を年度別に区分し、年度経過後少なくとも帳簿にあっては10年間、その他の書類にあっては5年間これを保存しなければならない。 2 出納取扱店は、次に定める帳票は、 毎月分を取りまとめ 、その金額および枚数を表記して10年間保存しなければならない。 (1) 債権者から徴した送金に係る領収書 (2) その取扱いに係る支払済の小切手 3 前2項の証拠書類の保存期間の計算は、当該年度の翌年度の初日から起算するものとする。	帳簿書類等の保存方法について、紙媒体での保存に限定せず、電磁的記録による保存を可能とする旨を明確に条文に追記する。	令和8年4月
会計課	草津市会計規則	第54条	a-1. 要見直し (条文の改正が必要)	(小切手の振出しの 確認) 第54条 出納機関は、 毎日 その振り出した小切手の原符と当該小切手の受取人の提出した領収証書とを照合し、それらの金額および受取人について相違がないかどうかを 検査 しなければならない。 2 出納機関は、 毎日 その日の小切手振出済額について小切手整理簿を作成し、および小切手振出済 通知書 (別記様式第12号)により指定金融機関に 通知 しなければならない。	小切手については全国的に電子化を目指す方向性であるため、その動向をふまえて見直しを検討する。	令和9年3月
会計課	草津市会計規則	第94条	a-1. 要見直し (条文の改正が必要)	(指定金融機関等の 検査) 第94条 施行令第168条の4の規定により、会計管理者が行う指定金融機関等に対する公金の収納または支払の事務および公金の預金の状況に関する 定期検査 は、 毎年 6月または10月に行うものとする。	検査方法について、実地による現物確認と現場の状況確認の重要性も踏まえつつ、デジタル技術を活用することを慎重に検討する。	令和11年3月

<p>建築政策課</p>	<p>草津市建築基準法等施行 細則</p>	<p>第7条</p>	<p>a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)</p>	<p>(特定建築物の定期報告) 第7条 法第12条第1項の規定により安全上、防火上または衛生上特に重要であるものとして政令第16条第1項に規定する建築物および市長が指定する建築物は、次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分が、それぞれ同表の中欄に掲げる規模を有するものとし、省令第5条第1項の規定により市長が定める報告の時期は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 2 省令第5条第4項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1) 前項に規定する建築物に設置された換気設備、排煙設備(排煙機を設けたものに限る。)、非常用の照明装置または防火設備(政令第16条第3項第2号で定めるもの、常時閉鎖式のものおよび防火ダンパーを除く。)が設置されている場合においては、建築設備等検査結果表(換気設備・排煙設備・非常用の照明装置・防火設備)(別記様式第4号) (2) 次の表に掲げる図書 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書 3 法第12条第1項の報告書に係る調査は、報告の日前3月以内にされたものでなければならない。 4 省令第5条第2項に規定する報告書ならびにこの条の規定により提出する書類および図書の部数は、正副2通とする。</p>	<p>定期性については、法令において定められており、変更はできないが、報告については、現在は慣例上、紙での報告となっているが、条文はデジタルを妨げていないことから、今後はオンラインによる受付に向けて運用の変更を行う。</p>	<p>令和11年3月</p>
<p>建築政策課</p>	<p>草津市建築基準法等施行 細則</p>	<p>第8条</p>	<p>a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)</p>	<p>(建築設備等の定期報告) 第8条 省令第6条第1項の規定により市長が定める報告の時期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。 2 省令第6条第4項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる建築設備等の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。 (1) 防火設備 次の表に掲げる図書その他市長が必要と認めるもの (2) 建築設備 法第12条第3項の規定による検査状況に関する事項を記載したもので市長が必要と認めるもの 3 省令第6条第3項に規定する防火設備の報告書ならびにこの条の規定により提出する書類および図書は、正本および副本とする。 4 前項の報告書に係る検査は、報告の日前3月以内にされたものでなければならない。</p>	<p>定期性については、法令において定められており、変更はできないが、報告については、現在は慣例上、紙での報告となっているが、条文はデジタルを妨げていないことから、今後はオンラインによる受付に向けて運用の変更を行う。</p>	<p>令和11年3月</p>

⑤対面講習規制（8項目）

所管課	条例等名	条項	見直しの方向性	現行	見直しの方向性の詳細	見直し予定
総務課	草津市市政情報の管理に関する条例	第16条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	(研修) 第16条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、市政情報の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識および技能を習得させ、および向上させるために必要な研修を行うものとする。	アナログ的な手段による研修に限定されている規定ではないため、今後オンラインによる研修の実施を検討する。	令和11年3月
総務課	草津市市政情報管理規程	第3条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	(総括市政情報管理者) 第3条 総括市政情報管理者は、市政情報の管理を総括するとともに、次に掲げる事務を行うものとする。 (1) 市政情報ファイル管理簿および歴史市政情報の目録の調製 (2) 市政情報の管理に関する他の実施機関との調整および必要な改善措置の実施 (3) 市政情報の管理に関する研修の実施 (4) 組織の新設・改正・廃止に伴う市政情報の管理上必要な措置 (5) 市政情報ファイル保存要領その他この訓令の施行に関し必要な細則の整備 (6) 市政情報管理システムの運用 (7) その他市政情報の管理および市政情報の取扱い等に関する事務の総括 2 総括市政情報管理者は、総務課長をもって充てる。	アナログ的な手段による研修に限定されている規定ではないため、今後オンラインによる研修の実施を検討する。	令和11年3月
総務課	草津市市政情報管理規程	第15条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	(研修の実施) 第15条 総括市政情報管理者は、職員に対し、市政情報の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識および技能を習得させ、または向上させるために必要な研修を行うものとする。	アナログ的な手段による研修に限定されている規定ではないため、今後オンラインによる研修の実施を検討する。	令和11年3月
総務課	草津市政の透明化の推進および公正な職務執行の確保に関する条例	第15条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	(体制の整備) 第15条 実施機関は、法令等および第6条に規定する基本原則の遵守(以下「コンプライアンス」という。)に関する啓発、研修、相談その他必要な体制の整備に努めなければならない。 2 コンプライアンス意識の高揚を図るとともに、コンプライアンスの体制を整備するため、法令遵守監、コンプライアンス対策会議およびコンプライアンス推進責任者等を設置する。 3 前項の体制の整備に関し必要な事項は、別に定める。	アナログ的な手段による研修に限定されている規定ではないため、今後オンラインによる研修の実施を検討する。	令和10年3月

総務課	草津市要望等の記録および報告ならびにコンプライアンスを推進する体制の整備に関する規程	第7条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	<p>(推進責任者の責務)</p> <p>第7条 推進責任者は、コンプライアンスを推進し、および不正な要望等または不当要求行為等を伴う要望等にき然とした態度で対応することによって不正な要望等または不当要求行為等を伴う要望等による被害を防止するため、次に掲げる責務を有する。</p> <p>(1) 自らの所属に属する職員等(以下「所属職員」という。)に対し研修を実施すること。</p> <p>(2) 所属職員間で不正な要望等または不当要求行為等を伴う要望等に関する情報の伝達が図れるよう努めること。</p> <p>(3) 不正な要望等または不当要求行為等を伴う要望等への対応に関し、所属職員へ適切な指示を行うこと。</p> <p>(4) 不正な要望等または不当要求行為等を伴う要望等により明らかに公正かつ公平な職務の執行を阻害すると認める場合において、当該不正な要望等または不当要求行為等を伴う要望等を行ったものに対して警告、捜査機関への告発その他必要な措置を講ずること。</p> <p>(5) 不当要求行為等を伴う要望等が行われた場合(不当要求行為等を伴う要望等が行われるおそれが切迫していると認める場合を含む。)において、当該要望等を行ったものに対して、直ちに当該不当要求行為等に係る警告、退去命令もしくは排除または警察への通報等の必要な措置を講ずるとともに、速やかに当該部の統括監督者に報告すること。</p> <p>(6) 所属職員が不正な要望等または不当要求行為等を伴う要望等により一定の行為をし、またはしないことを同意させられた場合において、当該不正な要望等または不当要求行為等を伴う要望等を行ったものに対する当該同意の撤回に関し必要な措置を講ずること。</p> <p>(7) コンプライアンスの意識を鼓舞し、および自由かつ達な職場の風土の醸成を図るため積極的に所属職員と対話するよう努めること。</p> <p>2 推進責任者は、前項第1号に規定する研修を実施したときは、速やかに当該部の統括監督者を經由して法令遵守監に実施結果を報告するものとする。</p>	アナログ的手段による研修に限定されている規定ではないため、今後オンラインによる研修の実施を検討する。	令和10年3月
まちづくり協働課	草津市協働のまちづくり条例	第26条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	<p>(人材育成)</p> <p>第26条 市は、市職員に対し、協働によるまちづくりに関する研修を実施し、その必要性を認識させるように努め、市民との信頼関係の構築を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、市職員が地域社会の課題を把握し、自らの資質向上を図るため、積極的にまちづくりに取り組むよう促すとともに、そのために必要な環境整備に努めるものとする。</p>	草津市協働のまちづくり条例第26条は、市職員に対し「研修を実施」する旨を定めているが、その実施方法を「対面」に限定するものではないため、今後オンラインによる研修の実施を検討する。	令和11年3月
総務課	草津市公益通報の処理に関する規則	第14条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	<p>(職員への周知)</p> <p>第14条 市長は、市職員に対する研修の実施その他適切な方法により、通報等の処理の制度について周知を図るものとする。</p>	アナログ的手段による研修に限定されている規定ではないため、今後オンラインによる研修の実施を検討する。	令和11年3月
企画調整課	草津市統計調査員登録制度実施要綱	第93条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	<p>(研修の実施等)</p> <p>第8条 市長は、統計調査員希望者登録カードに登録した者に対し、統計調査実施に関する情報その他の資料を配布するとともに、統計調査の円滑な実施を図るため、研修会等を開催するものとする。</p>	オンライン会議システム等のデジタル技術の活用が可能となれば、オンラインによる研修の実施を検討する。	令和11年3月

⑥書面揭示規制（6項目）

所管課	条例等名	条項	見直しの方向性	現行	見直しの方向性の詳細	見直し予定
総務課	草津市行政手続条例	第14条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第14条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 予定される不利益処分の内容および根拠となる条例等の条項</p> <p>(2) 不利益処分の原因となる事実</p> <p>(3) 聴聞の期日および場所</p> <p>(4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称および所在地</p> <p>2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。</p> <p>(1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、および証拠書類または証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、または聴聞の期日への出頭に代えて陳述書および証拠書類等を提出することができること。</p> <p>(2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号および第4号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の揭示場に揭示することによって行うことができる。この場合においては、揭示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p>	行政手続法が改正され、聴聞等の通知の公示送達が電子化されたことに合わせ、同趣旨の行政手続条例においても同様の改正を行うもの。令和8年2月議会提案予定。	令和8年5月
税務課	草津市税条例	第18条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、草津市公告式条例(昭和29年草津市条例第1号)第2条第2項に規定する揭示場に揭示して行なうものとする</p>	令和7年3月31日付専決処分(令和7年6月定例会で報告済)により市税条例改正済。 公示送達情報につき市ホームページ上で閲覧可能にする。また、 揭示場 (市役所前)への 揭示 も継続する。(市税条例上は、 揭示場 への 揭示 か、市役所にPC画面設置のいずれかを選択可としている)。	地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)が公布された令和5年3月31日から3年3か月以内の政令で定める日までに検討
会計課	草津市公金取扱金融機関事務取扱規則	第3条	a-1. 要見直し (条文の改正が必要)	<p>(表示)</p> <p>第3条 指定金融機関は、「草津市指定金融機関」と記した看板をその総括店、出納取扱店および市内に所在する収納取扱店の店頭に掲げなければならない。</p> <p>2 指定代理金融機関は、「草津市指定代理金融機関」と記した看板をその出納取扱店および市内に所在する収納取扱店の店頭に掲げなければならない。</p> <p>3 収納代理金融機関は、「草津市収納代理金融機関」と記した看板をその取りまとめ店および市内に所在する収納取扱店の店頭に掲げなければならない。</p>	金融機関における表示について、デジタル技術を活用した情報提供手段を許容する文言に条文を改正する。例えば、第3条において、店頭 揭示 に加えて、または店頭 揭示 の代替として、市公式ウェブサイトへの掲載、金融機関ウェブサイトへの掲載など多様な情報伝達手段を認めることなどが挙げられる。	令和11年3月

都市計画課	草津市屋外広告物条例施行規則	第16条	a-1. 要見直し (条文の改正が必要)	(保管広告物等の公示の方法) 第16条 条例第23条第2項に規定する公示は、次に掲げる方法により行うものとする。 (1) 条例第23条第1項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間(条例第24条第1項第1号に該当する広告物については、2日間)、草津市役所前掲示場に掲示すること。 (2) 条例第24条第1項第2号に該当する広告物または掲出物件については、前号の公告の期間が満了してもなお当該保管広告物等の所有者等の氏名および住所を知ることができないときは、当該公告の要旨を告示すること。 2 条例第23条第3項の規則で定める場所は、草津市役所都市計画部都市計画課とする。	屋外広告物条例23条第2項に基づき、規則第16条第1項で草津市役所前掲示場での公示を規定している。また、条例23条第3項および規則第16条第2項により都市計画課窓口に保管広告物等一覧簿を備え付け、関係者の閲覧に供さなければならないことと規定しているため、現状はデジタル化に対応していない。 条例上は、規則で公示の方法を定めることとしているため、国の見直しを参照した規則の条文改正が必要である。	令和10年3月
開発調整課	草津市開発登録簿の閲覧等に関する規則	第5条	a-1. 要見直し (条文の改正が必要)	(臨時休日等) 第5条 登録簿の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、または閲覧時間を変更するものとし、その旨を閲覧所に掲示する。	閲覧場所が窓口に限定されていることから、開庁時間と合わせている。 窓口での閲覧を合わせて見直しの実施は可能である。	令和13年3月
上下水道施設課	草津市下水道条例施行規程	第12条	a-2. 要見直し (通知の発出等による解釈の明確化が必要)	(工事の完了届および検査済証) 第12条 条例第8条第1項の規定により排水設備の検査を受けようとする者は、排水設備工事完了届(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。 2 条例第8条第1項の規定により除害施設の検査を受けようとする者は、除害施設工事完了届(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。 3 市長は、条例第8条第2項の規定により排水設備の検査にあつては排水設備検査済証(別記様式第8号)を、除害施設の検査にあつては除害施設検査済証(別記様式第9号)を交付する。 4 前項の場合において、排水設備の検査済証は門戸に、除害施設の検査済証は事業所の見やすい所に、それぞれ掲示しなければならない。	国の見直しを踏まえ、当該事項においてデジタル技術の活用が可能(検査済証のオンラインでの公開当等)である内容を通知の発出等により明確化し、管理者に周知する。	令和9年3月

⑦往訪閲覧・縦覧規制（24項目）

所管課	条例等名	条項	見直しの方向性	現行	見直しの方向性の詳細	見直し予定
議会事務局	草津市議会議員政治倫理条例	第11条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	(市の工事等および指定管理者の指定等に関する遵守事項) 第11条 議員は、議員が役員をしている企業等(以下「関係企業等」という。)に対して、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、第3条第1項第3号に規定する工事等にかかる契約(下請負を含む。)または指定管理者の指定に関し、市民に疑惑の念を生じさせるような取扱いをしてはならない。 2 議員は、関係企業等において役員の職に就いているときまたはその職を離職したときもしくは異動等があったときは、当該事実を証する資料を添付して、遅滞なく議長にその旨を届け出なければならない。 3 議長は、前項の規定により提出された届出を、当該届出を行った議員の在任期間中、市民の 閲覧 に供しなければならない。	様式には、関係企業の所在地や議員の役職などの情報を記入する必要があるため、これらの情報の開示に際しては、プライバシー保護の観点から慎重な検討が求められる。しかし、情報の透明性向上を目的とした運用の見直しについては、例えばホームページでの掲載などを含め、適切な方法で検討を進めることが可能である。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月
議会事務局	草津市議会議員政治倫理条例	第12条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	(社会福祉法人等の役員就任に関する遵守事項) 第12条 議員は、市から補助金等の交付を受けている社会福祉法人または学校法人について、当該法人の役員の職に就いているときまたはその職を離職したときもしくは異動等があったときは、当該事実を証する資料を添付して、遅滞なく議長にその旨を届け出なければならない。 2 議長は、前項の規定により提出された届出を、当該届出を行った議員の在任期間中、市民の 閲覧 に供しなければならない。	様式には、関係企業の所在地や議員の役職などの情報を記入する必要があるため、これらの情報の開示に際しては、プライバシー保護の観点から慎重な検討が求められる。しかし、情報の透明性向上を目的とした運用の見直しについては、例えばホームページでの掲載などを含め、適切な方法で検討を進めることが可能である。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月
総務課	草津市情報公開条例	第26条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	(市政情報の検索資料の作成等) 第26条 実施機関は、市政情報の検索に必要な資料を作成し、一般の 閲覧 に 供するものとする 。	市政情報の検索に必要な資料について、今後インターネットでも閲覧できるようにすることを検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月
総務課	草津市長の政治倫理に関する条例	第10条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	(契約および指定管理者の指定に関する遵守事項) 第10条 市長は、自らが役員をしている企業等(以下「関係企業等」という。)に対して、地方自治法第142条の規定の趣旨を尊重し、第3条第1項第5号に規定する契約(下請負を含む。)または指定管理者の指定に関し、市民に疑惑の念を生じさせるような取扱いをしてはならない。 2 市長は、関係企業等において役員の職に就いているときまたはその職を離職したときもしくは異動等があったときは、当該事実を証する資料を作成し、その在任期間中、市民の 閲覧 に供しなければならない。	アナログ的な手段による閲覧に限定されている規定ではないため、今後メールや電子申請などオンラインによる閲覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和10年3月
総務課	草津市長の政治倫理に関する条例	第11条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	(社会福祉法人等の役員就任に関する遵守事項) 第11条 市長は、市から補助金等の交付を受けている社会福祉法人または学校法人について、当該法人の役員の職に就いているときまたはその職を離職したときもしくは異動等があったときは、当該事実を証する資料を作成し、その在任期間中、市民の 閲覧 に供しなければならない。	アナログ的な手段による閲覧に限定されている規定ではないため、今後メールや電子申請などオンラインによる閲覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和10年3月

秘書課	草津市長の資産等公開に関する条例施行規則	第10条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	(報告書の閲覧) 第10条 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、当該報告書を作成すべき期間の末日の翌日から起算して30日を経過する日の翌日からすることができる。 2 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧は、草津市長が指定する場所で、休日の日以外の日の午前9時から午後5時までの間にしなければならない。 3 報告書は、前項の場所以外の場所に持ち出すことができない。 4 報告書は、丁重に取り扱わねばならず、かつ、破損、汚損または加筆等の行為をしてはならない。 5 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、または閲覧を禁止することができる。 6 前各項に定めるもののほか、条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧に関し必要な事項は、草津市長が定める。	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後運用の見直しを行う。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和9年3月
総務課	草津市行政手続条例	第17条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	(文書等の閲覧) 第17条 当事者および当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条および第23条第3項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。 3 行政庁は、前2項の閲覧について日時および場所を指定することができる。	アナログ的な手段による閲覧に限定されている規定ではないため、今後メールや電子申請などオンラインによる閲覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和10年3月
総務課	草津市行政手続条例	第23条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	(聴聞調書および報告書) 第23条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者および参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。 2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。 3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。 4 当事者または参加人は、第1項の調書および前項の報告書の閲覧を求めることができる。	アナログ的な手段による閲覧に限定されている規定ではないため、今後メールや電子申請などオンラインによる閲覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和10年3月

総務課	草津市行政不服審査会設置条例	第11条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	<p>(提出資料の閲覧等)</p> <p>第11条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面もしくは資料の閲覧(電磁的記録にあっては記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)または当該主張書面もしくは当該資料の写しもしくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧または交付を拒むことができない。</p> <p>2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、または同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧または交付に係る主張書面または資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時および場所を指定することができる。</p> <p>4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人または参加人は、実費の範囲内において草津市手数料条例(昭和53年草津市条例第4号)に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>5 審査会は、草津市手数料条例で定めるところにより、前項の手数料を減額し、または免除することができる。</p>	<p>アナログ的な手段による閲覧に限定されている規定ではないため、今後メールや電子申請などオンラインによる閲覧の実施を検討する。</p> <p>なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。</p>	令和11年3月
総務課	草津市聴聞等に関する規則	第7条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	<p>(文書等の閲覧)</p> <p>第7条 法第18条第1項または条例第17条第1項の規定による閲覧の請求をしようとする者(以下この条において「当事者等」という。)は、文書等閲覧請求書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧は、口頭で請求すれば足りる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により請求された資料を閲覧させようとするときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時および場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、市長は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないように配慮するものとする。</p> <p>3 市長は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合において、当該審理において閲覧させることができないとき(法第18条第1項後段または条例第17条第1項後段の規定により閲覧を拒否した場合を除く。)は、閲覧の日時および場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第22条第1項または条例第21条第1項の規定により、当該閲覧の日時以後の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。</p> <p>4 資料を閲覧した当事者等は、市長に対し、当該資料の写しの交付を求めることができる。</p>	<p>アナログ的な手段による閲覧に限定されている規定ではないため、今後メールや電子申請などオンラインによる閲覧の実施を検討する。</p> <p>なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。</p>	令和11年3月

総務課	草津市聴聞等に関する規則	第18条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	(文書等の閲覧) 第18条 条例第28条において準用する条例第17条第1項の規定による閲覧の請求をしようとする当事者は、文書等閲覧請求書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の規定により請求された資料を閲覧させようとするときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時および場所を当該当事者に通知しなければならない。 3 資料を閲覧した当事者は、市長に対し、当該資料の写しの交付を求めることができる。 4 市長は、法第30条の規定による通知を行う場合は、当該通知に係る不利益処分の名あて人となるべき者に対し、法第17条第1項および前3項の規定の例により、不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧の機会を与えるものとする。	アナログ的な手段による閲覧に限定されている規定ではないため、今後メールや電子申請などオンラインによる閲覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月
総務課	草津市行政手続条例に係る審査基準、標準処理期間および処分基準に関する規程	第4条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	(基準の公表) 第4条 所管課長は、整理票について当該処分の根拠法令および根拠条項の順に整理し、目次を付した審査基準・標準処理期間・処分基準ファイル(以下「ファイル」という。)を作成しなければならない。ただし、所管課長が公表することに行政上特別の支障があると認める整理票については、この限りでない。 2 所管課長は、前項の規定により作成したファイルをその事務所および総務部総務課に備え置き、一般の縦覧に供するものとする。 3 所管課長は、基準等について閲覧者から問い合わせを受けたときは、当該処分の担当者による説明、関係図書の提示その他の必要な措置を講じるものとする。 4 前条第3項の規定により整理票の送付を受けた出先機関の長は、前3項の規定に準じた措置を講じるものとする。	アナログ的な手段による閲覧に限定されている規定ではないため、今後オンラインによる縦覧の実施を検討する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和10年3月
児童生徒支援課	草津市学校教育法第35条第1項の規定による出席停止の命令の手続に関する規則	第8条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	(文書等の閲覧) 第8条 保護者は、意見聴取の通知があった時から口頭で意見を述べる日時までの間、教育委員会に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該出席停止命令の原因となる事実を証した資料の閲覧を求めることができる。その場合において、教育委員会は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことはできない。 2 教育委員会は、前項の閲覧について日時および場所を指定することができる。	オンライン上での閲覧については、閲覧資料の内容に個人情報を含むことから、見直しは行わず今後も不可とする。 保護者からの閲覧申請についてはメール等で受け付けることとしても支障がないと考えられることから、運用変更により対応する。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和8年1月

歴史文化財課	草津市文化財保護条例	第46条の2	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	<p>(指定)</p> <p>第46条の2 教育委員会は、市指定有形文化財および市指定史跡名勝天然記念物を保存するために、その周辺の環境を保全する必要があると認める土地の区域を文化財環境保全地区(以下「保全地区」という。)として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、保全地区を指定しようとするときは、教育委員会規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による告示があつたときは、当該地区に係る住民および土地の所有者または占有者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について教育委員会に意見書を提出する事ができる。</p> <p>5 教育委員会は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたときまたは当該保全地区の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。</p> <p>6 教育委員会は、保全地区を指定するときは、教育委員会規則で定めるところにより、その旨およびその区域を告示しなければならない。</p> <p>7 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。</p> <p>8 第2項から前項までの規定は、保全地区の区域の変更について準用する。</p> <p>9 第1項から第8項までの規定は、法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものおよび県条例第4条第1項の規定により県指定有形文化財に指定されたものならびに法第109条第1項の規定により史跡名勝天然記念物に指定されたものおよび県条例第34条第1項の規定により県指定史跡名勝天然記念物に指定されたものについて準用することができる。</p>	<p>オンラインによる縦覧が可能となるように、今後運用の見直しを行う。</p> <p>なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。</p>	令和9年4月
資源循環推進課	草津市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	第4条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	<p>(縦覧の場所および期間)</p> <p>第4条 前条の縦覧場所は、次に掲げる場所とする。</p> <p>(1) 草津市役所</p> <p>(2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所</p> <p>2 前条の縦覧期間は、告示の日から1月間とする。</p>	<p>オンラインによる縦覧が可能となるように、今後運用の見直しを行う。</p> <p>なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。</p>	令和9年4月

環境政策課	草津市の良好な環境保全条例	第12条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	<p>(保全地区の指定等)</p> <p>第12条 市長は、次の各号の一に該当するもののうち、自然環境の保全等を図るため特に必要があると認める地区を自然環境保全地区(以下「保全地区」という。)として指定することができる。</p> <p>(1) 森林、草生地、丘陵地、池沼、河川等が所在する地域のうち、良好な自然状態を維持している地域であつてその保全を図ることが必要な地区</p> <p>(2) 動物の生息地または植物の生育地であつて、これらの保護または繁殖を図ることが必要な地区</p> <p>2 市長は、保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ草津市環境審議会の意見を聞かなければならない。</p> <p>3 市長は、保全地区を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による告示があつたときは、当該地区に係る住民および土地の所有者等は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について市長に意見書を提出することができる。</p> <p>5 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたときまたは当該保全地区の指定に関し広く意見を聞く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。</p> <p>6 市長は、保全地区を指定するときは、規則で定めるところにより、その旨およびその区域を告示しなければならない。</p> <p>7 保全地区の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。</p> <p>8 第2項から前項までの規定は、保全地区の指定の解除および区域の変更について準用する。</p>	<p>オンラインによる縦覧が可能となるように、今後運用の見直しを行う。</p> <p>なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。</p>	令和9年4月
都市計画課	草津市屋外広告物条例	第23条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	<p>(保管広告物等を保管した場合の公示)</p> <p>第23条 市長は、法第8条第1項の規定により広告物または掲出物件を保管したときは、当該保管する広告物または掲出物件(以下「保管広告物等」という。)の所有者、占有者その他当該保管広告物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)に対し当該保管広告物等を返還するため、速やかに次に掲げる事項を公示しなければならない。</p> <p>(1) 保管広告物等の種類および数量</p> <p>(2) 保管広告物等を除却した場所および日</p> <p>(3) 保管広告物等の保管を始めた日および保管の場所</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、保管広告物等を返還するため必要と認められる事項</p> <p>2 前項の規定による公示の方法は、規則で定める。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による公示を行うほか、保管広告物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者の縦覧に供さなければならない。</p>	<p>オンラインによる閲覧が可能となるように、今後運用の見直しを行う。</p> <p>なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。</p>	令和10年3月
開発調整課	草津市開発登録簿の閲覧等に関する規則	第2条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	<p>(閲覧所の場所)</p> <p>第2条 登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)の場所は、草津市役所都市計画部開発調整課とする。</p>	<p>開発登録簿の閲覧は現状では窓口でのみ行っているが、現状でも閲覧については手数料は発生していないため、データ化して一般に公開すれば可能である。</p> <p>ただし、開発位置図とリンクして閲覧できるようにするにはGIS等の整備が必要である。</p> <p>なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。</p>	令和11年3月

開発調整課	草津市開発登録簿の閲覧等に関する規則	第8条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	(閲覧上の注意) 第8条 閲覧者 は、登録簿を指示された場所で 閲覧 し、外部に持ち出してはならない。 2 閲覧者 は、係員の指示に従い、登録簿を丁寧に扱わなければならない。	「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月
公園緑地課	草津市都市公園条例	第19条	a-3. 要見直し (今後運用の変更のみを行う)	(工作物等を保管した場合の公示の方法) 第19条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。 (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。 (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち、特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(第22条において「所有者等」という。)の氏名および住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を市公報または新聞紙に掲載すること。 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に 閲覧 させなければならない。	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後運用の見直しを行う。 なお、「草津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」により読み替え対応が可能のため、条文改正は不要である。	令和11年3月
秘書課	草津市長の資産等公開に関する条例施行規則第10条第2項および第6項の規定に基づく報告書の閲覧に関する要綱	第2条	a-1. 要見直し (条文の改正が必要)	(閲覧場所) 第2条 規則第10条第2項の草津市長が指定する場所は、情報公開室とする。	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後条文の改正を行う。	令和9年3月
秘書課	草津市長の資産等公開に関する条例施行規則第10条第2項および第6項の規定に基づく報告書の閲覧に関する要綱	第4条	a-1. 要見直し (条文の改正が必要)	(閲覧方法) 第4条 閲覧者 は、前条の 閲覧 請求書を提出した後、資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書または関連会社等報告書(以下「報告書」という。)を係員から受け取り、所定の場所で 閲覧 するものとする。 閲覧 を終了したときは、 閲覧者 は、 閲覧 した報告書を係員に返却するものとする。	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後条文の改正を行う。	令和9年3月
環境政策課	騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音および特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等の指定について	本則	a-1. 要見直し (条文の改正が必要)	1 区域の区分を表示する図面は、草津市環境経済部環境政策課に備え置いて一般の 縦覧 に 供する 。	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後条文の改正を行う。	令和9年4月
環境政策課	振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動を規制する地域等の指定について	本則	a-1. 要見直し (条文の改正が必要)	1 区域の区分を表示する図面は、草津市環境経済部環境政策課に備え置いて一般の 縦覧 に 供する 。	オンラインによる縦覧が可能となるように、今後条文の改正を行う。	令和9年4月

⑧FD等の記録媒体（6項目）

所管課	条例等名	条項	見直しの方向性	現行	見直しの方向性の詳細	見直し予定
道路課	草津市道における防犯カメラの設置および運用に関する要綱	第9条	a-1. 要見直し (条文の改正が必要)	(画像の保管および閲覧) 第9条 (2) 画像は、管理責任者が画像サーバの ハードディスク で保管するものとする。	ハードディスクの文言を電磁的記録媒体に改正する。	令和8年10月
道路課	草津市駅前広場等における防犯カメラの設置および運用に関する要綱	第9条	a-1. 要見直し (条文の改正が必要)	(画像の保管および閲覧) 第9条 (2) 画像は、管理責任者が画像サーバの ハードディスク で保管するものとする。	ハードディスクの文言を電磁的記録媒体に改正する。	令和8年10月
総務課	草津市役所本庁舎施設における防犯カメラの設置および運用に関する要綱	第9条	a-1. 要見直し (条文の改正が必要)	(画像の保管および閲覧) 第9条 (2) 画像は、管理責任者が画像サーバの ビデオテープ で保管するものとする。	現在はビデオテープ等は使用していないため、要綱を改正する。	令和8年3月
公園緑地課	草津市が設置する公園施設における防犯カメラの設置および運用に関する要綱	第9条	a-1. 要見直し (条文の改正が必要)	(画像の保管および閲覧) 第9条 (2) 画像は、管理責任者が画像サーバの ハードディスク で保管するものとする。	ハードディスクの文言を電磁的記録媒体に改正する。	令和8年3月
交通政策課	草津市が設置する駐車場施設における防犯カメラの設置および運用に関する要綱	第9条	a-1. 要見直し (条文の改正が必要)	(画像の保管および閲覧) 第9条 (2) 画像は、管理責任者が ビデオテープ または画像サーバの ハードディスク で保管するものとする。	各施設でビデオテープによる情報の記録は行っていないため、要綱改正を実施する。	令和8年2月
生活安心課	草津市営火葬場における防犯カメラの設置および運用に関する要綱	第9条	a-1. 要見直し (条文の改正が必要)	(画像の保管および閲覧) 第9条 (2) 画像は、管理責任者が画像サーバの ハードディスク で保管するものとする。	「ハードディスク」と記載がある条文については、「電磁的記録媒体」へ変更する要綱改正を行うため。	令和8年3月